

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第13条に基づく報告書（補遺）

平成13年11月19日

朝銀山口信用組合

金融整理管財人

第1、はじめに

当組合は、平成11年5月13日、金融機能再生のための緊急措置に関する法律(以下、「金融再生法」という。)第68条第1項に基づき、山口県知事に対し、「朝銀山口信用組合の業務及び財産の状況に照らし預金等の支払いを停止するおそれがある」旨の申し出を行い、事実上倒産しました。以後同12年12月16日、金融再生委員会から、金融再生法第8条第1項第1号に基づく「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」(以下「管理を命ずる処分」という。)を受けました。

金融整理管財人兩名は、同法第13条に基づき、当組合が管理を命じる処分を受けるに至った経緯を調査し、平成13年6月26日報告書を提出いたしました。

なお、金融再生法第18条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査につきましては平成12年12月16日選任されてから直ちに開始しましたが、この点につきまして上記報告書の補遺として提出するものです。

第2、旧経営陣に対する刑事上、民事上の責任追及に関する措置について

I、はじめに

金融整理管財人は、当組合の旧経営陣、すなわち理事若しくは監事又はこれらのものであった者に対する責任追及を行うことが重要な任務の一つとされていることから(金融再生法第18条)、就任後金融整理管財人兩名及び同補佐人2名及び弁護士2名とで構成する責任解明委員会を設置し、必要に応じて税理士の援助を受け、さらに預金保険機構、株式会社整理回収機構との協議、情報交換を通じて法的責任追及のため慎重な調査・検討を行ってまいりました。

II、責任追及の前提としての責任解明の調査経過

1、管理を命じる処分発令前、既に当組合が設置した責任解明委員会による調査が行われていました。この調査により、当組合の場合、無担保貸付や返済の見込みがない貸付の中に、当組合が債務者の名前を借りて貸し付ける借名貸付があることが判明していました。

①次の実質破綻先6社(以下たんに破綻6社とします)については、いずれもその会社の代表者印を当組合が保管していました(債権残高は平成13年3月現在)。

有限会社平順商事(残高31億6200万円)、有限会社タウンプラザ(残高9億900万円)、有限会社竹崎観光(残高26億6000万円)、有限会社シーサイド観光(残高22億1600万円)、有限会社沙羅(残高6億5100万円)、朝興物産株式会社(残高7億7400万円)

破綻 6 社に対する貸付残高は合計約 103 億円ですが、当時の朝銀の貸出残高の 13%程度に該当します。破綻 6 社は営業活動を行っていませんでしたから、所有不動産の売却以外の方法では返済不能です。しかし各社の所有する不動産の固定資産税評価額の合計は 18 億 1700 万円あまりにすぎません。

②上記のうち有限会社シーサイド観光に対する貸付のうち、15 億 7000 万円は、破綻発表直前の平成 11 年 5 月 7 日、実行されたものでしたが、この貸付は職員の配偶者名での貸付の返済に使用されていました。

③朝興物産株式会社に対する貸付のうち 5 億 1600 万円は、平成 11 年 5 月 11 日、実行されたもので、この貸付も職員の配偶者名の貸付の返済に使用されていました。

2. 借名貸付の調査

上記②、③がその典型例ですが、借名の疑いのある貸付の多くは、ある債務者に貸付を実行し、その貸付金で、他の債務者の貸付を返済するという付け回しでした。そうすると付け回しの実行された最初の貸付での資金使途が問題となりますので、最初の貸付の探知調査を行いました。

その結果、組合自身がア. 不動産を取得するため、あるいは組合自体の経費としての資金支出(実質組合貸付)、イ. 不動産取得目的のための資金支出、ウ. 使途不明金支出から始まっており、その多くは最終的に先に述べた破綻 6 社に対する貸付に集約されていました。

Ⅲ、民事訴訟の提起

1、破綻 6 社については各代表者名義人から自己破産の申立を行わせませす。それにより不動産の任意売却を進行させ、被害回復を図りたいと考えます。

2、平成 5 年 3 月 12 日、当時の副理事長の妻外 2 名に対して行われた合計 6 億円の借名貸付の系統については、付け回されたうえ、最終的には同額の貸付として、そのまま残っております。資金使途は不明ですが、平成 5 年 3 月 12 日、資金が外部流出しており、回復されていませんので、この資金支出に加担した当時の理事長李光男(既に死亡)の相続人、副理事長 2 名、常務理事に対して約 6 億円の損害賠償請求訴訟を提起いたしました。

Ⅳ、刑事責任追及について

以上の調査からすると、付け回しについては、最初の資金流出行為が背任等犯罪に該当する可能性が高いと考えられますが、既に公訴時効が完成しており、刑事責任追及には至っておりません。また、これ以外の案件については、現在のところ、具体的な告訴等を行うべき案件の発見に至っておりません。

第3、今後の対応

上記のとおり、民事提訴を行っておりますが、それ以外の案件につきましても、今後株式会社整理回収機構において引き続き責任追及が図られるよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を株式会社整理回収機構に譲渡いたします。

以上